

春基LPS-V23001-1
令和6年3月29日

外注整備共通仕様書

(市販型車両)

航空自衛隊春日基地

	目	次
1	総 則	
1. 1	適用範囲	1
1. 2	用語の定義	1
1. 3	関連文書等	2
2	役務に関する要求	
2. 1	一般的要求	3
2. 2	整備作業の種類	3
2. 3	作業内容	3～5
2. 4	使用部品及び材料等	5
2. 5	機能・性能	5
3	品質保証	
3. 1	品質管理	5
3. 2	監督及び検査	5
4	その他の指示	
4. 1	作業の中止	5
4. 2	作業等に関する疑義	5
4. 3	技術協力	5
4. 4	官給品	6
4. 5	補給の手続き	6
4. 6	提出書類	6
5	保証及び責任	6
6	その他の指示	6
7	仕様書の疑義	6
付表 1		7～8
付表 2		9～27
付図 1		28
付図 2		29～30
付図 3		31～32
付図 4		33

航空自衛隊仕様書				
仕様書の 種類	内容による分類		役務仕様書	
	性質による分類		共通仕様書	
物品番号			仕様書番号	
品 又 件 名 は 名	外注整備共通仕様書 (市販型車両)		春基LPS-V23001-1	
			承認	平成26年 3月14日
			作成	平成26年 3月14日
			改正	令和 6年 3月29日
				令和 年 月 日
作成部 隊等名	整備補給群			

1 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、航空自衛隊春日基地及び土佐清水分屯基地が行う市販型車両の外注整備の共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表に規定する内容が優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表において用いる用語の定義は、次によるものとする。

a) 関連文書等

関連文書等とは、この仕様書に引用する法令、規則類及びこの仕様書に規定した事項を更に理解させるための参考となる文書及び図面をいう。

b) 個別技術指令書等

個別技術指令書等（以下“個別T O等”という。）とは、次のものをいう。

- 1) 当該車両に適用する技術指令書(J. T. O.)
- 2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両の整備を目的として作成した取扱説明書、オーバーホール指令、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

c) 市販型車両

市販型車両とは、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）（以下“車両等整備基準”という。）の第1-2表（付表1）に示す車両をいう。

d) 修理不能

修理不能とは、次のものをいう。

- 1) 個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表により規定がない限り、当該品目（互換性品目及びその他の代品を含む）の修復に要する諸費用の見積額が修理時における新品取得価格の65%以上となる場合。

件 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

2) 特に官側が規定した場合。

e) 監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約の相手方の履行途中において契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

f) 検査

検査とは、調達物品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

g) 純正部品

純正部品とは、自動車メーカーが自社のブランドと流通ルートで供給する補修用部品をいう。

h) 優良部品

優良部品とは、部品メーカーが独自ブランドで供給する補修用部品で、一般社団法人日本自動車部品協会の自動車優良部品推奨制度により推奨されたもの又はそれらと同等の品質を有するもの。

i) FAINES

FAINESとは、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステムをいう。

j) 付加装置

付加装置とは、動力を原動機もしくは蓄電池から用いて作動させる部分のことをいう。

1.3 関連文書等

この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり入札書の提出時における最新版とする。ただし、関連文書等の改正等が行われた場合は、その最新版とする。

- a) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)
- b) 航空自衛隊装備品等整備規則(昭和46年航空自衛隊達第10号)
- c) 航空自衛隊技術指令書規則(昭和43年航空自衛隊達第26号)
- d) 航空自衛隊物品管理補給規則(昭和43年航空自衛隊達第35号)
- e) 航空自衛隊調達規則(JAFR124-1)(昭和36年航空自衛隊達第13号)
- f) 航空自衛隊物品管理補給手続(JAFR125)
- g) 航空自衛隊装備品等共通整備基準(J. T. O. 00-10-1)
- h) 航空自衛隊車両等整備基準(J. T. O. 00-10-9)
- i) 車両等の塗装及び標識(J. T. O. 36-1-3)
- j) 車両等検査要項(J. T. O. 36-1-6)
- k) 車両等の防錆処置要領(J. T. O. 36-1-52)
- l) 個別技術指令書等
- m) 道路運送車両法(昭和26年法律185号)
- n) 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)
- o) 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)
- p) 自動車点検基準(昭和26年運輸省令第70号)

件 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

q) 自動車の点検及び整備に関する手引き（昭和58年運輸省告示第123号）

r) 自動車整備標準作業点数表（日本自動車整備振興会連合会）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、次による。

a) 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両の特性及び状態を考慮して、整備資源及び整備工数を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

なお、整備工数については、FAINES又は自動車整備標準作業点数表を設定する。

b) 契約の相手方は、**道路運送車両法**（以下“**車両法**”という。）**第78条**に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場でなければならない。

2.2 整備作業の種類

整備作業の種類は、次に示す。

2.2.1 定期検査整備（車両法適用除外車両）

定期検査整備は、**車両等整備基準**に定めるI検査又はM検査を実施する。検査の結果、**自衛隊の使用する自動車に関する訓令**（以下“**訓令**”という。）の保安基準に適合しない状態又はおそれがあると認められる場合は監督官にその状態を報告し監督官の指示を受けるものとする。

2.2.2 定期点検整備（車両法適用車両）

定期点検整備は、**車両法第48条**に基づく点検を実施する。点検整備の結果、**道路運送車両の保安基準**に適合しない状態又は適合しないおそれがあると認められる場合は監督官にその状態を報告し監督官の指示を受けるものとする。

2.2.3 追加整備

a) 作業範囲及び修理明細表（付図1）により指示した作業を**個別T〇等**に従って整備する。

b) 故障箇所の修復及び必要な作業が確定している場合は、2.2.1又は2.2.2に加え要求する。

2.2.4 その他の整備

個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表で規定した作業を行う。

2.3 作業内容

作業内容は、次による。

2.3.1 定期検査整備

定期検査整備は、**車両等整備基準**に定めるI検査又はM検査について、**車両等検査要項**（J. T. O. 36-1-6）（以下“**検査要項**”という。）の車両検査手順（付表2）に基づき検査する。**個別T〇等**に定める整備基準等に基づく目視点検、機能点検又は計測等の作業を実施し、その結果を**車両等整備基準**に定める車両作業用紙（一般車両）（付図2）又は車両作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）（付図3）に記録する。なお、保安検査については、保安確認検査を行い検査機器等による検査用紙（付図4）に記録する。

件 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

2.3.2 定期点検整備

定期点検整備は、**車両法**に定める定期点検整備について、**自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引き**に基づき点検整備する。**個別T O等**に定める整備基準等に基づく目視点検、機能点検又は計測等の作業を実施し、その結果を**自動車点検基準**に定める点検整備記録簿に記録する。なお、継続検査については、保安確認検査を行う。

2.3.3 付加装置の検査

付加装置の検査は、**2.3.1**及び**2.3.2**において付加装置が装備されている車両について、**検査要項**の施設、荷役用及びその他の車両検査手順に基づき検査し、**個別T O等**に定める整備基準等に基づく目視点検、機能点検又は計測等の作業を実施し、その結果を**車両等整備基準**に定める車両作業用紙又は点検整備記録簿に記録する。

2.3.4 分解検査

分解検査は、**2.3.1**から**2.3.3**において、不具合事項を是正するための整備であり必要な最小限の分解とする。分解した部位は、**個別T O等**に定める整備基準等に基づき、目視点検及び計測等の作業を行い車両が規定の性能を発揮するために必要な作業を個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表の記載事項に基づき実施する。また、分解した部位は要交換部品を除き、要求される性能を維持するために適切な処置を実施する。

2.3.5 修理等

2.3.1から**2.3.4**において、車両が規定の性能を発揮するように修復するために次の作業を実施する。

a) 交換

交換を要すると判定された部品を**2.4**に示す部品と交換する。

b) 加工

修理のための加工は、要修理の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。

c) 組立調整

使用可能品と判定されたもの又は**a)**及び**b)**により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順及び方法により組み立て、必要に応じ各部位を調整する。

d) 潤滑

車両の部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため適合した油脂を選定（官給品を除く）のうえ適正量を給油する。

e) 防錆

下廻り洗浄及び下廻り塗装は、継続検査及び保安検査等を伴う整備時において防錆処理を個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表に基づき実施する。

2.3.6. 塗装等

a) 塗装及び標識

個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表で特に指定する場合を除き、**車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）**（以下”**塗装及び標識**”という。）に基づき実施する。

件 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

b) 塗色

塗装及び標識に基づき実施する。ただし、部分塗装を実施する場合は、周囲の塗色に極力一致させる。

2.4 使用部品及び材料等

a) 準備

整備作業に必要な部品、材料等は個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表で規定するものを除き契約の相手方が準備する。

b) 純正部品及び優良部品

使用する部品等は、原則として純正部品及び優良部品とする。

c) 範囲

整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。

2.5 機能・性能

車両の機能・性能は、訓令及び自動車点検基準に適合しなければならない。

3 品質保証

3.1 品質管理

契約の相手方は、2.3 及び 2.5 により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の4月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

3.2 監督及び検査

車両の外注整備作業に関する監督及び検査は、本仕様書に基づき実施する。

4 その他の指示

4.1 作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、監督官の指示を受ける。

- a) 車両を修復するため、個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表で規定した以外の整備作業が必要な場合。
- b) 当該車両が、整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。

4.2 作業等に関する疑義

作業等の実施に際して疑義を生じた場合は、速やかに契約担当官等に通知し、作業等の指示を受ける。

4.3 技術協力

契約の相手方は、次に示す場合には、官側に対して技術等の協力をしなければならない。

- a) 当該車両の不具合等の原因究明、対策案の提出及び処置について、官側から依頼された場合の調査検討の実施。
- b) 技術的事項について、官側から要求があった場合の資料等の提出又は提示等の協力。

件 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

4.4 官給品

官給品の品目，数量，時期及び場所については，個別仕様書又は作業範囲及び修理明細表で規定するものとする。官給品は，原則として官給を受けなければならない。

4.5 補給の手続き

次に示す項目については，監督官の指示を受ける。

- a) 車両の受け渡し
- b) 官給品の請求手続き
- c) 交換した旧部品の返納処置

4.6 提出書類

契約の相手方は，次の書類を提出しなければならない。

- a) 車両作業用紙（付図2）（付図3）又は点検整備記録簿
- b) 納品書・検査調書
- c) 保安確認検査時における検査機器等による検査用紙（付図4）

5 保証及び責任

契約の相手方は，次に示す保証及び責任を行うものとする。

- a) 車両の引渡から引取までの間の責任行為
- b) 整備作業が終了し当該車両の受け渡し後，次期検査又は次期点検整備等までの期間において機能不良，損傷等の不具合事項が発生し，その原因が明らかに契約の相手方の欠陥に基づくものであると認められる場合は，契約の相手方は無償で修理等を行う。ただし，不具合事項の発生の原因究明が困難な場合は，契約担当官等と協議のうえ有償修理等又は無償修理等を判断するものとする。

6 その他の指示

- a) 車両の搬出及び搬入については，個別仕様書で規定する場合を除き，官側で実施する。
- b) 春日基地についての契約の相手方工場は，春日基地から20キロメートル以内とする。

7 仕様書の疑義

この仕様書について，疑義を生じた場合は，契約担当官等に申し出るものとする。

第1-2表 市販型車両

車 種	摘 要
乗用車	
業務車1号	(4×4)、(4×4)警務用を含む
業務車2号	(緊急用)、(援護用)、(4×4)を含む
業務車3号	(4×4)を含む
業務車4号	(4×4)を含む
業務車(軽)	
有線整備車	(4×4)を含む
小型人員輸送車	(4×4)を含む
サイト用人員輸送車	(4×2) (4×4)
大型人員輸送車1号	
大型人員輸送車2号	
大型人員輸送車3号	
トラック1/4t 4×4 小型業務車	
トラック3/4t (バン型)	
1/2tトラック	
トラック2t 4×2 カargo	
トラック2t 4×2 (バン型)	
トラック21/2t 4×2 カargo	(教習用)、(2tクレーン付) (パワーゲート付)を含む
トラック21/2t 4×4 カargo	(2tクレーン付)を含む
トラック8t	(4×2)、(ウイングバン)
救急車	(4×4)を含む
高規格救急車	
塵芥収集車	
小型塵芥収集車	(4×2)、(4×4)
トラック4~5t 4×2 トラクタ	(6t有蓋車用)、(セミトレーラ10t用)
トラック6t 6×4 トラクタ	
トラクタ6t (6×4) 給水車用	
セミトレーラけん引車	
トレーラ1/4t カargo	
航空機けん引車	(2t)、(2t(有がい付))、(3t)、 (4t)
フォークリフト(各種)	
電子実験車	

付表1-航空自衛隊車両等整備基準 第1-2表

第1-2表 市販型車両(続き)

車 種	摘 要
電子実験車(改)用トラックシャシ	
小型作業車	
トラック2tバン型	
トラック4×4ダンプ中型	
トラック4×4ダンプ	
トラック4×4ダンプ小型	
大型移動整備車	
小型移動整備車	
1 1/2tトラック	
3 1/2tトラック	(長)、(可搬型地球局用)、特殊荷台車(M-3D改用)を含む
トラック3 1/2t 6×6(2tクレーン付)	
大型トラック	(移動式気象レーダ用)、(移動多重通信装置用)、(J/TPS-102用)、(ラプコン用)
ユーティリティ整備車	
バリヤ作業車	
軽雪上車	
実験研究車	
給食運搬車1号	
給食運搬車2号	
大型教習車	
四輪車軽(作業車4×4)	
トラッグ4t(ウイングバン)	
特殊文書記布車	

一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を接触力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部にかたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割ピンが欠損していないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントにかたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスト(又は、キャンバ・キャスタ・キング・ピン・ゲージ、ターニング・ラジラス・ゲージ、トーイン・ゲージ)を用いて、キャンバ、キャスタ、トーイン(及びキング・ピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。(タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テストにより点検してもよい。)
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩み及び損傷	○	○	(1) 定められたプリー間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ及びオイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。(車両によっては、冷間時エ

付表2 - 車両等検査要項

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意)
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		○	リフト・アップの状態、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。
II 制 動 装 置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチェット)がかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。 また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷及び取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みなどがいないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあつては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。

付表 2 - 車両等検査要項 (続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX~MINなど)にあるかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗及び損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。
	11. ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバ・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する
	12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキ・バルブにあつては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱい踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であることを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレー・バルブにあつては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。 又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	13. ブレーキ倍力装置のエアークリーナの詰まり		○	分離型真空倍力方式にあつては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。

付表2 - 車両等検査要項 (続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	14. ブレーキ倍力装置の機能		○	<p>(1) エンジン停止状態で、ブレーキペダルを数回踏みなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。</p> <p>(2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキペダルを普通に踏み込んだとき、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。</p> <p>(3) 必要がある場合には次の点検を実施する。</p> <p>ア 油圧計などのテストを使用して、油圧の低下及び発生油圧などが、規定の範囲にあるかを点検する。</p> <p>イ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、圧力の低下などが、規定の範囲にあるかを点検する。</p> <p>ウ 真空計又は圧力計などのテストを使用して、チェックバルブ及びリレーバルブの機能を点検する。又は、分解して、チェックバルブ、リレーバルブ、ダイヤフラム、ピストンカップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを目視などにより確認することにより機能を点検する。</p>
	15. ブレーキ・カムの摩耗		○	<p>リフト・アップなどの状態で、ブレーキドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p>
	16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	<p>(1) 自動調整方式</p> <p>リフト・アップなどの状態で、ブレーキペダル又はパーキングブレーキレバーを数回操作し、ブレーキシューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。</p> <p>(2) 手動調整方式</p> <p>リフト・アップなどの状態で、ブレーキペダル又はパーキングブレーキレバーを数回操作し、ブレーキシューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネスゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)</p>
	17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、ブレーキドラムを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>(1) ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。</p> <p>(3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	18. ブレーキ・ドラムの摩耗及び損傷		○	<p>リフト・アップなどの状態で、ブレーキドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)</p>

付表2 一車両等検査要項 (続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	19. バック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バック・プレート又はアンカ・ブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状なききずりがないかを点検する。
	21. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキ・ディスクの摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。
Ⅲ 走 行 装 置	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スベア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、又は、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。

付表 2 - 車両等検査要項 (続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあつては次の点検を実施する</p> <p>ア JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクでしめつける。</p> <p>イ JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウトター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>次に、緩めたアウトター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウトター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあつては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷（車両総重量8t以上の大型車において行う点検）		○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。</p> <p>また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。</p> <p>ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、JIS方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。ISO方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間のみ規定の油類を塗布する。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。）</p> <p>ウ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、</p>

付表 2 - 車両等検査要項（続き）

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				<p>かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。</p> <p>エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) JIS方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。</p> <p>(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に過度な馴染みが生じる走行後(一般的に50~100km走行後が最も望ましい。)、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み(3月ごとの点検項目)に示す方法によりホイール・ナットを締め付ける。</p>
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		○	<p>リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがなければ目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあつては、合い口のすき間についても規定値内であることを点検する</p>
	5. フロント・ホイール・ベアリングのがた	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあつた場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたととなる。)</p> <p>(2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。</p> <p>(3) 必要がある場合には、フロント・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。</p>
	6. リア・ホイール・ベアリングのがた		○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあつた場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイール・ベアリングのがたととなる。)</p> <p>(2) ディスク・ホイールを回転させて、異音がないかを点検する。</p> <p>(3) 必要がある場合には、リア・ホイール・ベアリングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷、泥水などの浸入がないかを点検する。</p>

付表2-車両等検査要項(続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
緩衝装置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあつては、トルク・ロッド(ラジラス・ロッド)の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを開始させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ベローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6. エア・サスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジラス・ロッド、スタビライザ、リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのベローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。

付表2 一車両等検査要項 (続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
V 動 力 伝 達 装 置	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチが切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスタ・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かす、レリーズ・フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリンダの場合は、点検は不要。) (3) アイドリング状態でパーキング・ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ・ペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチ・ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクラッチ・ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ・ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (4) レリーズシリンダ・プッシュロッドねじ部の調整残り代の測定(調整不可能なものは除く)
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチ・ペダルを踏み込んだとき、異音がなく、異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (2) クラッチ・ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル・シール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイル・クーラ・ホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) M/T車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラ・プラグを取外し、プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。) (2) A/T車は、水平な場所に車両を止め、パーキング・ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドル状態で、ブレーキ・ペダルを踏み込んだ状態でシフト・レバーをゆっくり各レンジにシフトした後Pレンジ(車両等によっては、Nレンジ)に戻す。そして、レベル・ゲージによりオイル量を点検する。また、レンジ操作の際、シフト・レバーに異状な重さやたががなく、ポジション・インジケータの表示と一致しているかを点検する。

付表2 一車両等検査要項 (続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフトのジョイント・フランジ・ヨーク取付ボルト、ナット、センタ・ベアリング・ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ドライブ・シャフトの取付ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサル・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツ・クランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩擦などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩擦などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. デファレンシャルのオイル漏れ及びオイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)
電 気 装 置	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ(白金プラグ及びビリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドル回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・プリーなどの合わせマークを見て点検する。
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	4. バッテリーのターミナル部の緩み及び腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。

付表2-車両等検査要項(続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	5. 電気配線の接続部の緩み及び損傷	○	○	(1) エンジン・ルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。
VII 原 動 機	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセルペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテストにより点検する。 (2) ディーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異様な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態		○	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑生域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。)
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレーン・プラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレタ、インジェクタ、ノズル・ホルダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩み及び損傷	○	○	(1) 定められたプリー間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの

付表2 一車両等検査要項 (続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				張力が規定値内にあるかを点検する。 (2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォーター・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
Ⅷ ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	1. メターリング・バルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異状がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷		○	ホース、パイプなどに損傷などがいないかを目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスタの詰まり及び損傷		○	(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレターからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷		○	チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する。 (注: 遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナー側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。(規定の方法に

付表 2 - 車両等検査要項 (続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				より点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、EGRコントロールバルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷及び取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。
IX 付 属 装 置 等	1. 警告器(ホーン)の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器(ワイパー)及び洗浄液噴射装置(ウィンド・ウォッシャー)の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウィンド・ウォッシャー液の量が適切か。 (2) ウィンド・ウォッシャー液の噴射の向き及び高さが適切か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの拭き状態が不良でないか。
	3. デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り換えに異状がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置(ステアリング・ロック)の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺るなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. 火花防止装置の状態	○	○	火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑剤等を使い点検プラグを外し、エンジンを始動させ火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み煤が出ないか点検する。煤が出るようならプラグを外したまま、煤が出なくなるまで次の手順を繰り返し清掃する。 (1) 火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき。 (2) アクセルを軽く踏み込む。

付表2-車両等検査要項(続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	8. エア・タンクの凝水	○	○	エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
	9. エア・コンプレッサの機能		○	エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドル状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を調べることに より点検する。
	10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	11. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	12. 車枠(フレーム)、車体(ボディ)の緩み及びq損傷	○	○	(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷ないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。 ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。 エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
	13. 連結装置のカブラの機能及び損傷		○	(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2) カブラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) カブラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カブラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4) カブラ・サドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。

付表 2 - 車両等検査要項 (続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂及び損傷		○	ピントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	15. 座席ベルト(シート・ベルト)の状態		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異常がないかを点検する。
	16. 開扉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	17. シヤシ各部の給油脂状態	○	○	(1) シヤシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 (2) 給油脂部のダスト・ブーツの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3) 自動給脂式の場合は、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。

施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般車両検査手順のほかに次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	FM	
X 施設、荷役、その他の車両	1. キャリッジ	○	○	次の点検を実施する (1) 背当て（バックレスト）の安全度を検査する。フォークの曲りを検査し、ロック・ピンが定位置に固定されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。 (2) ローラー及びシューの接着、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アセンブリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。
	2. 操作レバー	○	○	次の点検を実施する (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、プッシュ又はベアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。
	3. チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
	4. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻取られていることを確認する。ケーブルの破損、割、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	5. シリンダ	○	○	次の点検を実施する (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押えを締める。（ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎてはいけない。）
	6. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイヤフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイヤフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	7. 一般漏えい	○	○	次の点検を実施する (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラー・ベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確かめる。 (3) ローラーの通路は潤滑にして平滑でなければならない。
	8. 旋回機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能強度を超えていないかを確かめる。 (2) 給油の適正を点検する。
	9. マスト本体、ブーム	○	○	全般的状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。プッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテーナが確実であることを確認する。ブーム・ケーブルのよれこぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは切損するおそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締付ける。
	10. 安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。

付表 2 - 車両等検査要項 (続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F	FM	
	1.1. ドラム	○	○	次の点検を実施する (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。
	1.2. 昇降機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及びき裂を点検する。ドラムのプッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する。ケーブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シーブ、ベアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シーブ（つな車）はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないかを点検する。
	1.3. コンミュテータ及びブラシ	○	○	次の点検を実施する (1) コンミュテータ及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コンミュテータ、ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検しよごれがあれば清掃する。
	1.4. コントローラ	○	○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。
	1.5. パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の箇所について点検する。 (2) プロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー
	1.6. 索導器（FAIRLEAD）（クレーン全般に適用）	○	○	プッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は切損並びにフラット・スポットを点検する。
	1.7. クレーン・アタッチメント	○	○	次の点検を実施する (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪、損傷等の有無を点検する。 (2) 各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
	1.8. キャタピラ	○	○	次の点検を実施する (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検する。センター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットのゆるみはないかを調べ、過度の摩耗及び破損があれば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に絡まっているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。
	1.9. 排土板及びスクレーパ	○	○	排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ピボット・ソケット及びホルルの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付ボルトのゆるみ点検、スクレーパに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。

付表 2 - 車両等検査要項 (続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	20. フィアス・ホイール	○	○	次の点検を実施する (1) 締付け、取付けが正常な状態にあり、ゆるみ、破損等がなく作動が良好であるか点検する。 (2) 給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか、キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する。
	21. 補助脚	○	○	次の点検を実施する (1) 補助脚を手動しその作動状態を点検する。 (2) 各種付部、取付け部が正常であるか、破損がないか点検する。
	22. キング・ピン	○	○	キング・ピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カップラとの結合部所は完全であるか点検する。
XI か く 座 機 収 容 器 材	1. 操向装置	○	○	次の点検を実施する (1) 油圧シリンダの取付け部のがた、損傷、シリンダ、ホース、油漏れについて点検する。 (2) フィードバック用ポテンション・メーターのリンクのがたを点検する。 (3) ポテンション・メーターの絶縁抵抗の測定 (10 MΩ 以上)
	2. 操向アライメント	○	○	ホイール・アライメントの狂いがないか点検する。旋回軸受けケガキ線±1°以内とする。
	3. クレーン・エンジン (始動・異音・馬力・アイドル・加速)	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	次の点検を実施する (1) 各取付け部及び締付けが正常な状態にあるか点検する。 (2) エンジンを始動し、そのかかり具合、アクセル・レバーの作動が良好か点検する。 (3) 低速または、高速回転時に異音が聞こえないか、排気色は正常か点検する。 (4) エンジン・オイルを点検し、その粘度が季節に適合しているか、あるいは給油後の運転時間が給油間隔基準を超過している場合は交換する。 (5) 技術指令書にしたがって、燃料ポンプの圧力試験を行う。燃料ポンプまたは、燃料濾過器、配管のスクリーン、沈殿物、フィルタ、エレメントの清掃または、交換を行う。 (6) オイル・ポンプの作動状況を点検し、フィルタ配管のよごれを除去する。 (7) 技術指令書にしたがって、エア・クリーナの清掃、手入れをするとともに、必要に応じてエレメントを交換する。 (8) ファンがゆるんでいないか、ブリー及びファンの取付け状態は良好か、ファン・ベルトの張り具合は適当か、摩耗または、損傷していないか点検する。 (9) 不凍液の比重を測定し、指定された比重にするとともに記録する。 (10) 各シリンダの圧力検査を行い、圧縮圧力不足の場合はその原因を究明する。 (11) 噴射ノズルを取外し、よごれ、損傷の有無を点検するとともに、噴射圧、噴霧状態、油密が良好か点検する。 (12) 噴射時期及びガバナの機能を点検する。 (13) 燃料噴射ポンプ各部の取付け及び機能を点検する。 (14) 技術指令書で1年毎に実施を要求されている項目について点検及び交換を行う。
	4. クレーン電気系統	○	○	次の点検を実施する (1) 各ライト類は正常な状態で作動するか点検する。 (2) 操作室内の各計器及び配線等の状態が正常な状態で作動が良好であるか点検する。

付表2 一車両等検査要項 (続き)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F I	F M	
	5. 補助脚	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(注) 1 補助脚の伸張は必ず走行高さで行う。 2 補助脚は、補助脚コントロール・レバーだけでは操作できない。クレーン操縦室内のバルブ・レバーも操作する。</p> <p>(1) 取付け部のボルトの緩みはないか、各配管及び継手からの油漏れはないか、点検する。 (2) シリンダの作動はスムーズか、またはシリンダの傷はないか点検する。 (3) 先端部衝撃受けの作動は、良いか点検するとともに給脂を行う。</p>
	6. 通話装置	○	○	<p>次の点検を実施する</p> <p>(注) クレーン運転室接続時に通信数切替えスイッチ(3)が“2”である時、またクレーン運転室が接続されていない時に切替えスイッチ(3)が“3”である時には、前後運転室間の通信ができない。</p> <p>(1) 電源が通じているか、通信数切替えスイッチは正しいか確認し、接続ケーブルを点検する。 (2) ヘッド・セット用マイク、レシーバ、音量調整ボリューム、ジャック端子の状態を点検する。</p>

作業範囲及び修理明細表

車種	車番		整備の種類		部品番号	単位	数量	単価	金額	備考
	作業内容	工数	品名							

付図1－作業範囲及び修理明細表

車両作業用紙 (一般車両)				整備作業チェック記号																	
車種	検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	管理換: ※印																		
自動車番号	所属部隊		✓ 良好	T 締付																	
開始日付	完了日付		× 調整	C 清掃																	
			×× 取換	L 給油																	
			××× 修理																		
点検項目				記備考																	
I. かじ取り装置				点検項目																	
1. ハンドルの操作具合				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																	
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																	
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				4. リム、サイド・リング、ホイールディスクの損傷																	
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																	
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷				6. リヤ・ホイール・ベアリングのがた																	
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				IV. 緩衝装置																	
7. ホイール・アライメント				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																	
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																	
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング、バンド																	
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(2) スプリング・ブラケットの取付部																	
II. 制動装置				(3) リーフ・スプリング・ピンなど連結部																	
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板との隙間 ※				(4) トルク・ロッド(ラジラス・ロッド)の連結部																	
2. ブレーキのきき具合 ※				3. コイル・スプリングの損傷																	
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																	
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット																	
5. ブレーキ・ホース及びびいばいの濡れ、損傷、取付状態				(2) サスペンションの各連結部のがた																	
6. リザーバ・タンクの液量 ※				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷																	
7. ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷				5. エア・サスペンションのエア漏れ																	
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペローズの損傷																	
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷																	
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																	
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>前輪</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>後輪</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td> </tr> <tr> <td></td><td>後</td><td></td><td>後</td><td></td><td>後</td><td></td><td>後</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後輪	左	前	右		後		後		後		後	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※	
前輪	左	前	右	後輪	左	前	右														
	後		後		後		後														
11. ブレーキ・チャンパの機能				V. 動力伝達装置																	
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びと、クラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間																	
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(1) クラッチ・ペダルの遊び																	
14. ブレーキ倍力装置の機能				(2) リーズ・フォーク先端の遊び																	
15. ブレーキ・カムの摩耗				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間																	
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				(4) プッシュロッド寸法等																	
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				2. クラッチの作用																	
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				3. クラッチ液の量																	
19. バック・プレートの状態				4. トランスミッション・トランスファのオイル漏れ																	
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				5. トランスミッション・トランスファのオイル量																	
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残材				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み																	
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>前輪</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>後輪</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td> </tr> <tr> <td></td><td>後</td><td></td><td>後</td><td></td><td>後</td><td></td><td>後</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後輪	左	前	右		後		後		後		後	7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷	
前輪	左	前	右	後輪	左	前	右														
	後		後		後		後														
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																	
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み				(1) スプライン部の摩耗によるがた																	
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				(2) 自在継手部の摩耗によるがた																	
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																	
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																	
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				VI. 電気装置																	
III. 走行装置				1. スパーク・プラグの状態																	
1. タイヤの状態 ※				2. 点火時期																	
(1) タイヤの空気圧(スベア・タイヤ含む)				3. ディストリビュータのキャップの状態																	
(2) タイヤの亀裂、損傷				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																	
(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																	
* タイヤの溝の深さ				VII. 原動機																	
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>前輪</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>後輪</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td> </tr> <tr> <td></td><td>後</td><td></td><td>後</td><td></td><td>後</td><td></td><td>後</td> </tr> </table>				前輪	左	前	右	後輪	左	前	右		後		後		後		後	1. 低速と加速の状態	
前輪	左	前	右	後輪	左	前	右														
	後		後		後		後														
				2. 排気の状態																	
				<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>CO</td> <td>HC</td> <td>黒煙</td> </tr> </table>		CO	HC	黒煙													
CO	HC	黒煙																			
3. エア・クリーナ・エレメントの状態				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																	
4. エア・クリーナの油の汚れと量				4. エア・クリーナの油の汚れと量																	
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																	
6. エンジン・オイルの漏れ				6. エンジン・オイルの漏れ																	

付図2 - 車両作業用紙 (一般車両)

7. 燃料漏れ	※	2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※	3. デフロスタの作用	
9. 冷却水漏れ	※	4. 旋錠装置の作用	
Ⅷ. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷	
1. メターリング・バルブの状態		6. マフラーの機能	
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		7. 火花防止装置の状態	
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷		8. エア・タンクの凝水	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		9. エア・コンプレッサの機能	
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷		10. プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能	
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷		11. 非常口の扉の機能	
7. 二次空気供給装置の機能		12. 車枠、車体の緩みと損傷	※
8. 排気ガス再循環装置の機能		13. 連結装置のカブラの機能と損傷	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能		14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		15. シート・ベルトの状態	
Ⅸ. 附属装置等		16. 開扉発車防止装置の機能	
1. ホーン的作用	※	17. シヤシ各部の給油脂状態	※
<p>署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。</p> <p>付記又は特記事項</p>			
整備員印		検査員印	
		整備幹部印	
		整備隊等の長印	

付図 2 一車両作業用紙 (一般車両) (続き)

車両作業用紙 (施設、荷役その他の車両等)				整備作業チェック記号	
車種		検査の種類	I : <input type="checkbox"/> M : <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>	✓ 良好	T 締付
自動車番号		所属部隊	管理換:※印	× 調整	C 清掃
開始日付		完了日付		×× 取換	L 給油
				××× 修理	
点検項目			記備考	分解したら記号を○で囲む	
I. かじ取り装置				II. 緩衝装置	
1. ハンドルの操作具合				1. リーフ・スプリングの損傷	※
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ	※			2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング、バンド	
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				(2) スプリング・ブラケットの取付部	
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷				(3) リーフ・スプリング・ピンなど連結部	
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				(4) トルク・ロッド(ラジマス・ロッド)の連結部	
7. ホイール・アライメント				3. コイル・スプリングの損傷	
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	※			(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット	
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(2) サスペンションの各連結部のがた	
II. 制動装置				(3) サスペンション各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷	
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板との隙間	※			5. エア・サスペンションのエア漏れ	
2. ブレーキのきき具合	※			6. エア・サスペンションのペローズの損傷	
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	※			7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷	
4. パーキング・ブレーキの効き具合	※			8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能	
5. ブレーキ・ホース及びパイプの濡れ、損傷、取付状態				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	※
6. リザーバ・タンクの液量	※			V. 動力伝達装置	
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				1. クラッチ・ペダルの遊びと、クラッチ・ペダルの切れたときの床板との隙間	
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				(1) クラッチ・ペダルの遊び	
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				(2) レリーズ・フォーク先端の遊び	
10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク				(3) クラッチ・ペダルの床板との隙間	
				(4) プッシュロッド寸法等	
				2. クラッチの作用	
				3. クラッチ液の量	
				4. トランスミッション・トランスファのオイル漏れ	
				5. トランスミッション・トランスファのオイル量	
				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	
				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷	
				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた	
				(1) スプライン部の摩耗によるがた	
				(2) 自在継手部の摩耗によるがた	
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた	
				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	
				VI. 電気装置	
				1. スパーク・プラグの状態	
				2. 点火時期	
				3. ディストリビュータのキャップの状態	
				4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食	※
				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	※
				VII. 原動機	
				1. 低速と加速の状態	
				2. 排気の状態	
				CO HC 黒煙	
				3. エア・クリーナ・エレメントの状態	
				4. エア・クリーナの油の汚れと量	
				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態	
				6. エンジン・オイルの漏れ	

付図3 - 車両作業用紙 (施設、荷役、その他の車両等)

7. 燃料漏れ	※					X. 施設、荷役、その他の車両等	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※					1. キャリッジ	
9. 冷却水漏れ	※					2. 操作レバー — リフト、チルト	
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置						3. チェン — リフト、ドライブ	
1. メターリング・バルブの状態						4. ケーブル — ウインチ、ホイスト	
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷						5. シリンダ — リフト、チルト	
3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷						6. 油圧ポンプ	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷						7. 一般漏えい — 油、水、チルト	
5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェック・バルブの損傷						8. 旋回機構	
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷						9. マスト本体、ブーム	
7. 二次空気供給装置の機能						10. 安全クラッチ、減速機構	
8. 排気ガス再循環装置の機能						11. ドラム	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能						12. 昇降機構	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態						13. コミュテータ、ブラシ	
IX. 附属装置等						14. コントローラ	
1. ホーンの作用	※					15. パワー・テイク・オフ	
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※					16. 索導機	
3. デフロスタの作用						17. クレーン・アタッチメント	
4. 施錠装置の作用						18. キャタピラ	
5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷						19. 排土板、スクレーパ	
6. マフラーの機能						20. フィクス・ホイール	
7. 火花防止装置の状態						21. 補助脚	
8. エア・タンクの凝水						22. キング・ピン — 摩耗、破損、カブラ結合箇所	
9. エア・コンプレッサの機能						XI. かく座機収容器材、100tオールテレーンクレーン	
10. プレッシュ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能						1. 操向装置	
11. 非常口の扉の機能						2. 操向アライメント	
12. 車枠、車体の緩みと損傷	※					3. クレーン・エンジン	
13. 連結装置のカブラの機能と損傷						4. クレーン電気系統	
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷						5. 補助脚	
15. シート・ベルトの状態						6. 通話装置	
16. 開扉発車防止装置の機能							
17. シャン各部の給油脂状態	※						
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可。検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。							
付記又は特記事項							
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備隊等の長印	

付図3 - 車両作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）（続き）

■ 検査機器等による検査

軸	制		力		前		後		前部照灯 ×100	警告音	時
	右	左	左右差	kg	取付高さ	前	右	左			
前前軸	kg・N	kg・N	%・N/kg	kg	cm	cd	cd	cd	聴感・テスト	聴感・テスト	分
前後軸	kg・N	kg・N	%・N/kg	kg	cm	cd	cd	cd	速度計の誤差 +、-	定常走行騒音 聴感・テスト	分
後前軸	kg・N	kg・N	%・N/kg	kg	cm	cd	cd	cd	指示針の振れ kg/h	非気腫音 テスト	分
後後軸	kg・N	kg・N	%・N/kg	kg	cm	cd	cd	cd	速度表示針の誤差 +、-	聴感・テスト	分
計	kg・N	kg・N	%・N/kg	kg	cm	cd	cd	cd	タイヤの振れ kg/h	C O	%
手動	kg・N	kg・N	%・N/kg	kg	cm	cd	cd	cd	良・否	H C	%
走行テスト等の 方法と結果	kg・N	kg・N	%・N/kg	kg	cm	cd	cd	cd	サイド・スリップ イン・アウト	燃	ppm
	kg	kg	%・N/kg	kg	cm	cd	cd	cd		視認・テスト	%

■ 目視等による検査

<input type="checkbox"/>	① 原動機及び動力伝達装置
<input type="checkbox"/>	② 走行装置
<input type="checkbox"/>	③ 操縦装置
<input type="checkbox"/>	④ 制動装置
<input type="checkbox"/>	⑤ 燃焼装置
<input type="checkbox"/>	⑥ 燃料装置及び電気装置
<input type="checkbox"/>	⑦ 車体及び車体
<input type="checkbox"/>	⑧ 通風装置
<input type="checkbox"/>	⑨ 乗車装置及び物品積載装置
<input type="checkbox"/>	⑩ 前面ガラスその他のガラス
<input type="checkbox"/>	⑪ 騒音防止装置
<input type="checkbox"/>	⑫ ばい煙等の発散防止装置
<input type="checkbox"/>	⑬ 灯火装置及び反射鏡
<input type="checkbox"/>	⑭ 警報装置
<input type="checkbox"/>	⑮ 指示装置
<input type="checkbox"/>	⑯ 視野を確保する装置
<input type="checkbox"/>	⑰ 走行距離計その他の計器
<input type="checkbox"/>	⑱ 防火装置
<input type="checkbox"/>	⑲ 内圧容器及びその附属装置
<input type="checkbox"/>	⑳ その他

■ 自動車検査証、抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

自動車の種類	用途	車体の形状	型式	乗車定員	最大積載量
普通・小型・軽・大特	自家用・事業用の別 自家用・事業用			人	kg
車両重量	高さ	長さ	燃料の種類	燃料の種類	その他
kg	cm	cm	ガソリン・軽油	L P G ・その他	

■ 依頼者の氏名等

受付年月日	年	月	日
依頼者の氏名 又は名称及び住所			
(備考)			
初年度登録年月又は初年度検査年月	年	月	日
検査の年月日	年	月	日
自動車検査員の氏名			
保安基準適合証及び 保安基準適合証の番号	保安基準適合 標章交付付		
限定保安基準適合証の番号	有・無		

(不詳欄) (日本工業規格A列5番)